

平成23年度 事業計画

墨田さんさん会本部

墨田さんさんプラザ

すみださんさんるーむ

ワクワク工房デイサービス

亀沢七福福祉作業所

向島七福福祉作業所

ほーむ大洋

ほーむアンブレラ

社会福祉法人 墨田さんさん会

平成23年度 墨田さんさん会本部 事業計画

【墨田さんさん会の活動理念】

私たちは、知的障害のある方たちが、住みなれた地域で安心して幸せに暮らすことができるように、ライフサイクルの様々な分野における支援活動を積極的に展開していきます。

【設立からの経緯】

- 平成14年10月31日 社会福祉法人墨田さんさん会設立認可
- 平成16年 4月 1日 「墨田さんさんプラザ」開設（定員55名）
- 平成17年 4月 1日 短期入所施設「すみださんさんる一む」開設（定員2名、緊急枠1名）
- 平成18年10月 1日 墨田区日中一時支援事業を「すみださんさんる一む」において開始
(定員3名)
- 平成20年 4月 1日 「ワクワク工房デイサービス」事業開始（定員20名）
- 平成21年 4月 1日 「ほ一む大洋」事業開始（定員6名）
- 平成21年 4月 1日 「亀沢七福福祉作業所」事業開始（定員20名）
- 平成21年 4月 1日 「向島七福福祉作業所」事業開始（定員20名）
- 平成22年 2月 1日 「ほ一むアンブレラ」事業開始（定員14名）

【理事会・評議員会の開催】

当法人の実施事業に関わる重要事項等を審議するための理事会・評議員会は、次のとおり開催します。

第1回理事会・第1回評議員会	平成22年5月
第2回理事会	7月
第3回理事会・第2回評議員会	9月
第4回理事会	11月
第5回理事会	平成23年1月
第6回理事会・第3回評議員会	3月

（上記日程は、必要に応じて変更又は臨時に開催することがあります。）

【事業の推進】

1 事業推進

法人設立から10年目を迎え、節目の年を迎えることとなりました。

障害を持った人が、安心して地域で暮らすことができる環境づくりを目指して事業を進めています。時代は絶えず変化をし、新たなニーズを必要とします。法人全体の運営を考えたとき、事業の推進は新たな時代を見据えた対応が必要となります。現在は自立支援法の就労継続支援事業等を実施していますが、社会のニーズと利用者の可能性を実現できるような、新たな事業に参加していくことも考えています。

また、法人設立10周年に当たり、記念の催しを実施する予定です。

具体的な月日、内容については現在検討中です。楽しい催しを考えています。

2 新事業体系 移行事業所への支援

平成23年度は、墨田さんさんプラザ、亀沢七福福祉作業所、向島七福福祉作業所が、自立支援法に基づく就労継続支援B型事業に移行します。

3事業所は、法律が変わったことにより、新たな利用契約や個別支援計画の実施が行われます。事務的な仕事や調査等も増えてきます。本部としては、各事業に対してできる限りの協力・支援を行います。また、パソコン、メール等の活用による事務の効率化をより一層進めます。

3 広報活動

・法人全体のパンフレット作成

新法移行に伴い、以前から作成を考えていた、法人全体のパンフレットをこの機会に作成します。見学や視察、実習も多くなり事業所ごとのパンフレットの作成も行います。

・ホームページの開設

公正で透明性の高い法人運営を行うために、ホームページの開設準備をしています。関係者や地域に対して積極的に情報を発信していきます。

4 人材育成

・研修計画の作成

「福祉は人なり」とよく言われます。各事業の質を高め、より良く発展させて行くために、階層別の研修計画の作成を考えています。

東京都においても「キャリアパス」に基づいた研修体系の構築が求められています。

キャリアパスとは、職位ごとの職務や必要なスキル等の要件を明確にし、ステップアップをして行く道筋をつくることです。

当法人においても職員が役割に応じた技術や能力を身につけ、キャリアを積んでいくための研修体系を検討していきます。

平成23年度 墨田さんさんプラザ事業計画

1. 基本方針

墨田さんさんプラザでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

- (1) 一般企業へ就労することが困難な知的障害のある方に、施設と仕事を提供し、仕事や集団生活を通して、日常生活の自立及び社会的適応能力・作業能力の向上を支援していきます。
- (2) 利用者の一般企業への就労支援を積極的に行っていきます。
- (3) 利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行っていきます。
- (4) 利用者の人権に配慮した支援を行っていきます。
- (5) 利用者の目標達成を支援するため、常にサービスの質の向上に努めていきます。

2. 利用者数

年度当初 57名 (定員 55名)

3. 利用者の年齢分布 (単位:人 平均年齢は歳)

年代	男性	女性	計
18～19歳	5	1	6
20～29歳	18	10	28
30～39歳	6	4	10
40～49歳	6	2	8
50～59歳	0	1	1
60歳～	3	1	4
計	38	19	57
平均年齢	31.3	31.7	31.4

4. 利用者への支援

利用者が墨田さんさんプラザを利用することによって、所期の目的を達成することができるように、次の支援を行います。

(1) 個別支援計画の作成

- ① 施設が利用者に対して行う支援の妥当性や一貫性、透明性を確保するため、支援内容を具体的に記載した支援計画を作成します。
- ② 支援計画では、利用者の個性や能力に十分配慮し、将来の目標及び実現に至る具体的な支援方法を明確に示します。
- ③ 個別支援計画作成には利用者や保護者の意向を反映した計画にします。
- ④ 利用者への支援を効果的に実施するため、計画の達成状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(2) 生活支援

- ① 施設内での日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるように支援していきます。
- ② 衛生観念や清潔感をはじめ、成人としての行動や身だしなみを身に付けることができるよう

に支援していきます。

- ③ 健康管理の重要性を自覚し、自らの健康に気を配ることができるように支援していきます。

(3)作業指導

- ① 個性や能力、健康状態に応じた適切な作業環境を提供していきます。
- ② 仕事の意義を認識し、労働意欲を高めていくことができるように指導していきます。
- ③ 仕事に対して意欲的に取り組み、集中力と忍耐力を持続することができるように指導していきます。
- ④ 作業の幅や作業能力等の向上に向けて様々な場を提供し、支援していきます。
- ⑤ 仕事を通して達成感や満足感を得られるように指導していきます。

(4)就労支援

- ① 利用者が一般企業への就労に対し、積極的に取り組むことができるように、あらゆる機会を通して動機付けを行っていきます。
- ② 企業実習や訓練実習に積極的な取り組みができるように、制度的、精神的な支援を行っていきます。
- ③ 企業に採用された場合には、就職支度金を支給するほか、採用後も安定して働き続けることができるように支援していきます。
- ④ ハローワークや区の就労支援センター等との連携を密にして、利用者の適性に応じた企業の開拓に努めていきます。

(5)その他の支援

- ① 利用者の自主性を高めるため、本人会をはじめとした自主活動を支援していきます。
- ② 利用者の自主性や社会性の習得・向上を支援するため、社会見学や宿泊旅行・自立支援行事等の行事を実施していきます。
- ③ 利用者が趣味などを活かし生活を楽しむことができるようなクラブ活動を支援するほか、スポーツ・レクリエーション大会等、行政機関や関係団体の行事にも積極的に参加していきます。
- ④ 利用者の視野を広め、社会性を高めるために、施設外の活動や体験実習を積極的に推進していきます。

(6)健康管理

- ① 利用者の心身の状況変化をきめ細かく把握し、迅速かつ適切な対応に努めます。
- ② 毎月の体重測定の数値等を基に、食生活や生活習慣について助言を行います。
- ③ 健康管理の一助として、月1回、嘱託医による健康相談・健康指導を行います。
- ④ 定期健康診断を年1回実施します。

5. 授産事業の取組み

利用者に対して質の高い施設サービスを提供していくためには、その基礎となる授産事業の安定的運営が不可欠となります。作業受託および自主生産活動については、その方針を明確にし、共通の認識で臨みます。

(1)受託作業

- ① 受託作業については、安定した受託量を確保するため、常に発注企業の動向に注視し、良好な関係の維持に努めます。

- ② 関係機関・団体及び事業所間と協力・連携し、新たな発注企業の開拓に努めます。
- ③ 支援員の授産作業へのかかわりは、利用者を主体とした生産活動ができるよう支援していきます。
- ④ 支援者の役割分担を明確にし、効率的な支援体制を構築するとともに、絶えず単価・安全性を考慮した作業受託に努めます。

(2)公園清掃作業

- ① 高収入が得られ工賃の安定化に大きく貢献しているため、今後も発注が途絶えることがないように努めていきます。
- ② 広い場所での戸外作業となるため、利用者の危機管理には十分配慮するとともに、安全確保のため積極的にボランティアの活用を図っていきます。

(3)パン工房(パン・クッキー)

- ① 生産量・販売方法を検討し、更なる販路拡大等をはかり増収を目指します。
- ② パンの製造については、状況を勘案しつつ、徐々に利用者のかかわる工程や人員を増加させていくことにします。

(4)喫茶接客作業

- ① 大幅な収益を期待することは難しいが、利用者の接客等を通し、能力向上の場として大きな成果が認められるため、今後も引き続き事業を継続していきます。
- ② 担当職員を配置し、併せて横断的に職員が柔軟に対応できる体制を整えていきます。

(5)緑化作業

- ① 平井橋第一公園の花壇に四季折々の花を植え、その管理を行っていきます。年間を通して花壇の維持に努め、利用者と地域の人たちとのコミュニケーション作りを図っていきます。
- ② 利用者に苗づくりを体験してもらい、植物に対する愛情や生命の尊さを学習させます。また、プラザまつり等を活用して、地域住民に配布することにより、地域交流の一助としていきます。

(6)販売事業

パン及びクッキーの販売拠点を拡充することにより、障害者への理解や自主生産活動への取り組みの意義等を地域社会に発信していきます。

平成23年度は以下の取組みを行っていきます。

- ① 賛育会病院・区役所1階「福祉作業所生産品販売コーナー(スカイワゴン)」への出張販売、その他イベントでの注文に応えています。
- ② ワクワク工房デイサービス・ボランティアセンターを拠点とし、移動販売車において自主生産品を販売します。また、更なる拠点拡大を目指します。

(7)出張清掃事業

墨田区社会福祉事業団が運営する施設「おおぞら」の受託清掃作業を行っています。この事業は、従来の福祉作業所の作業活動から異なる取り組み方が必要とされ、さんさんプラザの収益や事業に大きな影響と変化が要求されるものであり、これに対応できる取組みを行っていきます。

また、今年度開設予定である「墨田区障害者就労支援総合施設」(仮称)の出張作業の受託

も予定しており、これについての取り組みと対応を検討、実施していきます。

(8) 食品トレー選別作業

墨田区リサイクル清掃課より受託され、立川リサイクルストックヤードにおいて施設外作業として今年度より開始します。その取組み方法は、さんさんプラザ・亀沢七福作業所・向島七福作業所の3事業所が協力・協働し、取組みを行っていきます。

6. 一日のスケジュール

9:00	来 所 体操・朝礼（連絡事項・作業割り振り） 作 業
10:30	（休憩）
10:40	作 業
12:00	（給食・休憩）
13:00	作 業
14:30	（休憩）
14:45	作 業
15:25	終 礼（連絡事項・作業報告） 掃除・帰宅
16:00	

※施設外作業従事利用者は該当しない。

7. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
施設長	1		1
事務スタッフ	1	1	2
支援スタッフ	3	12	15
栄養士(兼務)	(1)		(1)
医師(嘱託)		1	1
計	5	14	19

8. 稼働日数

239日（運営規程に定められた休業日のほか、夏季臨時休業を除いた日数。）

9. 職員研修

障害者支援事業は、人的サービスであることから、職員の知識や援助技法がサービスの質に直接影響を及ぼすこととなります。各種研修会等への参加や職場内研修により、知識習得や技法のレベルアップを積極的に図っていきます。

- (1) 職員は業務の一環として、知識や援助技法を習得するための施設外研修に積極的に参加します。
- (2) 職員が受講した研修の波及効果を高めるために、職員による内部講習を実施します。
- (3) 支援会議を定期的開催し、利用者の処遇について検討するとともに、職員の職務遂行に必要な知識・技法の習得や問題提起の場としても機能させます。

(4)OJT を重要視し、職員相互の啓発が日常的に行われる職場風土をつくっていきます。

10. 地域交流等

墨田さんさんプラザの円滑な運営には、利用者や施設に対する地域の理解と支援は不可欠です。墨田さんさんプラザでは、知的障害者理解のための啓発活動の意味も含めて、次のとおり地域交流やボランティア等を積極的に受け入れていきます。

- (1)さんさんプラザまつりの実施
- (2)ボランティアの受け入れ
- (3)見学者の受け入れ
- (4)日常業務による地域交流(パン・クッキーの製造販売、喫茶事業、受託事業)
- (5)地域活動への参加(町会への加入、地域行事への参加)
- (6)自主生産品の出張販売および移動販売車の活用
- (7)施設外作業事業

11. 年間スケジュール

実施月	行 事 内 容
4月	* 新規利用者入所日(1日) * 保護者連絡会(8日)
5月	* 保護者連絡会(10日) * バスハイク(27日) * 火災避難訓練
6月	* 保護者連絡会(10日) * 定期健康診断(1・22日) * ボーリング大会
7月	* 保護者連絡会(8日)
8月	* 保護者連絡会(10日) * 夏期休暇(15日前後)
9月	* 地震避難訓練(1日) * 保護者連絡会(9日)
10月	* 保護者連絡会(7日) * スポーツ・レクリエーション大会(16日) * さんさんプラザまつり(22日)
11月	* 保護者連絡会(9日) * 宿泊旅行(10～11日)
12月	* 保護者連絡会(9日) * 年末休暇(29～31日)
1月	* 年始休暇(1～4日) * 新年顔合わせ会(5日) * 保護者連絡会(10日)
2月	* 保護者連絡会(10日) * 福祉大会(19日)
3月	* 保護者連絡会(9日)

9. 年間スケジュール

実施月	行 事 内 容
4月	保護者連絡会（6日）
5月	保護者連絡会（9日） 火災避難訓練
6月	保護者連絡会（9日） ボウリング大会
7月	保護者連絡会（7日） バスハイク
8月	保護者連絡会（9日） 夏季休暇（15日前後）
9月	保護者連絡会（7日） 地震避難訓練
10月	保護者連絡会（5日） 墨田区障害者スポーツレクリエーション大会（16日）
11月	保護者連絡会（9日） 一泊旅行
12月	保護者連絡会（7日） 忘年会（28日） 年末休暇（29～31日）
1月	年始休暇（1～4日） 新年顔合わせ会（5日） 保護者連絡会（11日）
2月	定期健康診断（2日） 保護者連絡会（9日） 墨田区障害者福祉大会（19日）
3月	保護者連絡会（7日） 所外活動

クラブ 毎月月末木曜 14：30～15：30

10. 本年度重点課題

平成23年度は新体系への移行を機に、以下の点について特に力を注ぎ、更なる福祉サービスの質の向上を目指すべく、積極的に事業を推進していきます。

① 個別支援計画の策定

【取り組み内容】

- ・利用者・保護者との面談により、目標・課題を確認し、支援の充実を図るための計画を作成します。

② リサイクル事業

【取り組み内容】

- ・就労支援を見越した新事業として、工賃向上を図ります。

③ 第三者評価の受審

【取り組み内容】

- ・新体系に移行したことを機に第三者評価を受審します。

④ 緑化作業

【取り組み内容】

- ・年間を通して植物の栽培・維持管理を行っていきます。

⑤ 自主生産

【取り組み内容】

- ・将来を見据え、作業幅の拡大を目指し自主生産活動への取り組みを開始します。

12. 本年度の重点課題

平成23年度は、以下の点について特に力を注ぎ、更なるサービスの質の向上を目指すべく、積極的に事業を推進していきます。

(1) 新規授産事業の取り組み

利用者の工賃向上と職域の拡大、また積極的な地域との交流を目的として、新たな授産活動を開始します。

① 施設清掃事業

【取組み内容】

- ・墨田区社会福祉事業団から受託した、施設「おおぞら」内及び周辺の清掃事業
- ・利用者3名、支援員2名を派遣し、契約に沿った業務を遂行していきます。
- ・常に従事利用者の育成を図り、体制の維持に努めていきます。

② 緑化作業

【取組み内容】

- ・平井橋第一公園の花壇部分を、年間を通して植物栽培の維持管理に努めていきます。
- ・屋上を活用し、種まき、水やり活動を習慣化し、利用者の植物に対する興味を感化できるよう努めます。
- ・利用者の感性を見極め、従事者の育成を図っていきます。

③ 自主生産品出張・移動販売の拡張

【取組み内容】

- ・パン、クッキーの販売を通して、当施設の取組みや障害者への理解を発信していきます。
- ・地域販売の特性を活かし、利用者が実践的な接客技術や社交性、マナー等を向上できるよう支援していきます。
- ・生産性には、積極的に対応できるよう努力していきます。

④ 食品トレー選別作業

【取組み内容】

- ・墨田区リサイクル清掃課から受託した食品トレー選別業務
- ・3事業所により利用者3名、支援員2名の体制で、契約・協定に沿った業務を立川リサイクルストックヤードにて実施していきます。
- ・常に従事利用者の技術向上・育成を図り、体制の維持に努めていきます。

(2) 利用者支援の充実

- ① 一般就労への移行を踏まえ、より積極的に企業実習や職業訓練の機会を提供していきます。
- ② 利用者の休み時間の安全管理に対応するため、当番職員を配置し安全確保に努めるとともに、利用者の有意義な休息時間が過ごせるよう配慮していきます。
- ③ 本人会の活動に対し、職員は積極的に適切な助言をしていくことにより、自立した自主運営ができるよう支援していきます。

平成23年度 ワクワク工房デイサービス事業計画

1. 基本方針

ワクワク工房デイサービスでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

- (1) 地域において就労が困難な在宅の知的障害者及び、就労を目指す知的障害者が通所して文化活動、創作活動、生活訓練、機能訓練を行うことにより社会参加と自立を図ると共に生きがいを高められるように支援をしていきます。
- (2) 利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行っていきます。
- (3) 利用者の人権に配慮した支援を行っていきます。
- (4) 利用者の目標達成を支援するために、常にサービスの質の向上に努めていきます。

2. 支援方針

- ① 利用者がリラックスできる雰囲気の中で、利用者の体調や、状況に合わせたペースで行います。
- ② 活動内容、活動形式を工夫し、利用者に充実した活動を提供します。
- ③ 利用者ひとりひとりに行き届いた対応ができるように心がけます。
- ④ 利用者の進路変更においては、本人、保護者、関係機関とよく話し合い丁寧な支援を心がけます。
- ⑤ 職員は常に共通意識を持って利用者の支援にあたり、報告連絡を密にします。

3. 事業種別 障害者地域活動センターⅡ型

4. 利用定員 20名

在籍人数 21名

障害内容・年齢

(H23.4.1)

	愛の手帳			
	2度	3度	4度	計
男性		1	5	6
女性	2	7	6	15
合計	2	8	11	21

	年 齢					計
	20代	30代	40代	50代	60代	
男性	1	1	2	1	1	6
女性	3	3	2	4	3	15
計	4	4	4	5	4	21

5. 事業内容

長年にわたり在宅生活を送り、また、一般企業退職者、福祉就労に馴染まない知的障害者に対して、文化活動を通じて仲間と触れ合い生きがいを高められるように支援します。

① 創作活動・文化活動等

専門講師の協力を得て、以下に挙げる活動を中心に、利用者が仲間と触れ合い、社会性を身につけ、生活をより豊かにできるよう支援します。

○ 音楽 ○ 絵画 ○ 手芸 ○ 自由活動

② 社会適応訓練

○ 作業 ○ パソコン ○ そろばん ○ 調理実習

(作業による収入は一部経費を除き全額利用者の行事費にあてます。)

③ 機能訓練

○ 体操

④ 相談事業

利用者、家族の方からの相談を受付けます。

⑤ 給食サービスの実施

月曜日～金曜日

⑥ 健康管理

身体測定(毎月)

健康診断(年1回 向島保険センター)

⑦ 防災訓練

年1回実施

⑧ 苦情解決処理

利用者から出された苦情については迅速に対応を行います。

苦情解決処理体制(窓口・責任者・第三者)の設定。

週間予定表

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	作業	作業	調理実習	作業	作業
午後	自由活動	運動	作業	絵画(隔月)	自由活動

6. 職員体制

	所長	常勤	非常勤
職員	1	2	3

7. 事業開始年月日 平成20年4月1日

8. 活動日時 月曜日～金曜日 9：00～16：00
(休日：土曜、日曜、国民の祝日、年末年始、夏季
その他、所長が必要と認めた日)

9. 行 事

食事会（誕生日会を含む） 外食（毎月）
所外活動（外出・日帰りレクリエーション・宿泊訓練）
ひなまつり・クリスマス会・新年会
保護者連絡会（必要に応じて順次）

10. 諸会議

- (1) 朝のミーティング
- (2) 職員会議
- (3) 必要に応じてケース検討会議

11. 23年度 重点目標

- (1) 社会交流
 - 1. パウンドケーキ販売を通して、利用者が地域社会との交流が図れるよう努めます。
 - 2. 誕生日会・食事会がより地域社会との交流が図れる内容となるよう企画検討していきます。また、あらゆる行事を活用して行動範囲の拡大を図ります。
- (2) 行事
 - 季節を考慮した行事を計画し、誰もが楽しめるよう充実を図ります。
- (3) 安全体制・健康管理作り
 - 1. 避難訓練を年1回実施し、緊急時の対応を日常的に心がけていきます。
 - 2. 散歩・体操等、基礎体力の向上を図るための事業に取り組んでいきます。

平成23年度 亀沢七福福祉作業所事業計画

1 支援方針

- ①一般企業へ就労することが困難な知的障害のある方に、施設と仕事を提供し、仕事や集団生活を通して、日常生活の自立及び社会的適応能力・作業能力の向上を支援します。
- ②利用者（この事業を利用する障害者をいう。以下同じ。）の一般企業への就労支援を積極的に行います。
- ③利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行います。
- ④利用者の人権に配慮した支援を行います。
- ⑤利用者の目標達成を支援するため、常にサービスの質の向上に努めていきます。

2 事業種別

就労継続支援事業B型

3 利用者の年齢分布（単位：人 平均年齢は歳）

年代	男性	女性	計
18～19歳	0	0	0
20～29歳	1	0	1
30～39歳	5	3	8
40～49歳	2	1	3
50～59歳	1	1	2
60歳～	1	2	3
計	10	7	17
平均年齢	38.7	47.4	42.2

利用者障害度別状況

	愛の手帳			
	2度	3度	4度	計
男性	2	2	6	10
女性	0	3	4	7
合計	2	5	10	17

利用者居住状況

	区内	区外	合計
男性	10		10
女性	7		7
合計	17		17

4 職員体制

施設長 1名（兼務） 常勤職員 2名 臨時職員 4名

5 開所年月 平成21年4月1日

6 開所日時

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

（休日：土曜、日曜、国民の祝日、年末、年始、その他施設長が必要と認めた日）

7 主な作業及び活動内容

①授産活動

生産活動の機会を提供し、それによって得られた収益を工賃として支給します。

②障害者地域緑化推進作業

区からの委託事業として亀沢第一児童遊園の花壇に、植物の栽培及び管理（水や害虫駆除等）を業務とします。

③リサイクル作業

墨田区リサイクル清掃課より受託され、立川リサイクルストックヤードにおいて施設外作業として今年度より開始します。その取組み方法は、さんさんプラザ・亀沢七福作業所・向島七福作業所の3事業所が協力・協働し、取組みを行っています。

④創作的活動及び余暇活動

クラブ活動やレクリエーションを通じ創作的・余暇活動の機会を提供します。

⑤健康管理

定期健康診断の実施（年1回）体重測定（月1回）を通じ健康状態の把握、助言を行ないます。

⑥日常生活上の支援

給食サービスの実施（月曜日～金曜日）

8 利用者支援

①個別支援計画の作成

利用者への支援を効果的に実施するため、利用者や保護者の意向を反映し、将来の目標及び実現に至る具体的な支援方法を記載した支援計画を作成します。

②利用者の個性や能力、健康状態に応じた適切な作業環境を提供します。

仕事の意義を認識し、労働意欲を高めていくことができるよう指導していきます。

③就労支援

利用者が一般企業への就労に対し、積極的に取り組むことができるよう指導していきます。

④生活支援

日常生活を通して、社会人としての自覚を促すと共に、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるように支援していきます。

9 年間スケジュール

実施月	行事内容
4月	保護者連絡会（7日）
5月	保護者連絡会（6日） 火災避難訓練
6月	保護者連絡会（8日） ボウリング大会
7月	保護者連絡会（8日） バスハイク
8月	夏季休暇（15日前後）
9月	保護者連絡会（8日） 地震避難訓練 定期健康診断 スポーツの集い
10月	保護者連絡会（7日） 墨田区障害者スポーツレクリエーション大会（16日）
11月	保護者連絡会（8日） 宿泊旅行
12月	保護者連絡会（8日） 忘年会 年末休暇（29～31日）
1月	年始休暇（1～4日） 新年顔合わせ会（5日）
2月	保護者連絡会（8日） 墨田区障害者福祉大会（19日）
3月	保護者連絡会（8日）

（この日程は予定であり、変更することがあります。）

10 本年度重点課題

平成23年度は新体系への移行を機に、以下の点について特に力を注ぎ、更なる福祉サービスの質の向上を目指すべく、積極的に事業を推進していきます。

①個別支援計画の策定

「取り組み内容」

- ・利用者、保護者との面談により目標課題を確認し、支援の充実を図るための計画を作成します。

②第三者評価の受審

「取り組み内容」

- ・新体系に移行したことを機に第三者評価を受審します。

③リサイクル作業

「取り組み内容」

- ・就労支援を見越した新事業として、工賃向上を図ります。

④自主生産

「取り組み内容」

- ・将来を見据え、作業幅の拡大を目指し自主生産活動への取り組みを開始します。

⑤緑化事業の推進

「取り組み内容」

- ・緑化作業を通じて、町会との交流を図っていきます。

平成23年度 すみださんさんるーむ事業計画

すみださんさんるーむでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動理念に則り、次の基本方針に沿って事業を実施します。

<短期入所事業>

1 基本方針

- (1) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、さんさんるーむへ短期間の入所を必要とする利用者に対し、日常生活上の支援を提供します。
- (2) 利用者及びその家族等のニーズに対応したきめ細かいサービスを行います。
- (3) 利用者の安全・人権に配慮したサービスを行っていきます。

2 利用者定員

定員2名（その他に緊急枠1名）

3 サービス提供時間

24時間対応

4 職員体制 <短期入所事業><日中一時支援事業>

管理者 1名（墨田さんさんプラザ施設長等兼務）
支援スタッフ 2名（常勤職員1 臨時職員1）

<日中一時支援事業>

1 基本方針

- (1) 知的障害者等の日中活動の場の確保、障害者等の親の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としてさんさんるーむの利用を必要とする利用者に対し、日常活動の支援を提供します。
- (2) 利用者及びその家族等のニーズに対応したきめ細かいサービスを行います。
- (3) 利用者の安全・人権に配慮したサービスを行っていきます。

2 利用者定員

定員3名

3 サービス提供時間

午前8時30分から午後6時30分まで

〈本年度の重点課題〉

- ① 絶えず緊急性の高い利用者を優先することとし、利用の調整を図っていきます。
- ② 両事業が円滑に実施できるよう職員体制を確立すると共に、効率的な受け入れに努めます。
- ③ 経営的視点も含め、収入の確保に努めると共に、永続的な事業運営ができるよう行政への働きかけを行っていきます。

平成23年度 ほーむアンブレラ事業計画

ほーむアンブレラでは、社会福祉法人墨田さんさん会の活動方針に則り、次の基本方針に沿って共同生活援助事業及び共同生活介護事業を実施します

1 基本方針

- (1) 入居者が安心して、日常生活を営める住居を提供します。
- (2) 入居者及びその家族等のニーズに対応した、きめ細かいサービスを提供します。
- (3) 入居者の安全を確保し、人権を尊重し入居者一人ひとりが快適な生活が営めるよう、サービスの向上に努めます

2 入居者定員

Aユニット 10名 (ケアホーム)

Bユニット 4名 (グループホーム) 計 14名

※入居者の入れ替わりや障害程度区分の変更等によりグループホーム・ケアホーム混合型となる可能性もあります。

3 サービス提供時間

24時間対応とします。

4 職員体制

管理者 常勤 1名 (ほーむ大洋管理者兼務)

Aユニット 生活支援 非常勤 6名

世話人 非常勤 4名

Bユニット 世話人 常勤 1名 (サービス管理責任者)

非常勤 1名

5 事業内容

- (1) 宿泊施設の提供
- (2) 食事サービスの実施 (朝食及び夕食)
- (3) 相談事業 入居者・ご家族からの相談に応じます。

6 入居者への支援

(1) 個別支援計画の作成

- ① 支援計画では、入居者の個性や能力・健康状態に十分配慮し、自立へ向けての目標及び実現に至る具体的な支援方法を明確に示します。
- ② 個別支援計画作成には入居者や保護者の意向を反映した計画にします。

- ③ 入居者への支援を効果的に実施するため、計画の達成状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます

(2) 生活支援

- ① ほ一む内での日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるよう支援していきます。
- ② 日中活動の施設との密なる連携をとり、迅速かつ適切に問題解決に努めてまいります。
- ③ 衛生観念や清潔感をはじめ、成人としての行動や身だしなみを身につけることができるように支援していきます。
- ④ 健康管理の重要性を自覚し、自らの健康に気を配ることができるように支援していきます。

(3) 健康管理

入居者の心身の状況変化をきめ細かく把握し、迅速かつ適切な対応に努めます。

(4) 安全管理

- ① 避難訓練の実施（年2回）
- ② 全職員が安全管理対応の徹底を周知し、安全確保に努めてまいります。

7 平成23年度重点課題

- ・職員体制を整え入居者がさらに安心して生活ができるように努めます。
- ・安全管理対策の強化に努めます。（避難訓練 年2回実施）
- ・レクリエーションを増やす事により余暇の充実を図っていきます。

平成23年度 ほーむ大洋事業計画

ほーむ大洋では、社会福祉法人墨田さんさん会の活動方針に則り、次の基本方針に沿って共同生活援助事業及び共同生活介護事業を実施します。

1 基本方針

- (1) 入居者が安心して、日常生活を営める住居を提供します。
- (2) 入居者及びその家族等のニーズに対応した、きめ細かいサービスを提供します。
- (3) 入居者の安全を確保し、人権を尊重し入居者一人ひとりが快適な生活が営めるよう、サービスの向上に努めます。

2 入居者定員

定員は6名とします。(グループホーム・ケアホーム混合型)

3 職員体制

管理者	常勤	1名 (ほーむアンブレラ管理者兼務)
世話人	非常勤	3名
生活支援員	非常勤	3名

4 事業内容

- (1) 宿泊施設の提供
- (2) 食事サービスの実施
- (3) 相談事業 入居者・ご家族からの相談に応じます。

5 入居者への支援

(1) 個別支援計画の作成

- ① 支援計画では、入居者の個性や能力・健康状態に十分配慮し、自立へ向けての目標及び実現に至る具体的な支援方法を明確に示します。
- ② 個別支援計画作成には入居者や保護者の意向を反映した計画にします。
- ③ 入居者への支援を効果的に実施するため、計画の達成状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(2) 生活支援

- ① ほーむ内での日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるよう支援していきます。

- ② 日中活動の施設との密なる連携をとり、迅速かつ適切に問題解決に努めてまいります。
- ③ 衛生観念や清潔感をはじめ、成人としての行動や身だしなみを身につけることができるように支援していきます。
- ④ 健康管理の重要性を自覚し、自らの健康に気を配ることができるように支援していきます。

(3) 健康管理

入居者の心身の状況変化をきめ細かく把握し、迅速かつ適切な対応に努めます。

(4) 安全管理

全職員が安全管理対応の徹底を周知し、安全確保に努めてまいります。

6 平成23年度重点課題

- ① 職員体制を整え入居者がさらに安心して生活ができるように努めます。
- ② 安全管理対策の強化に努めます。(避難訓練 年1回実施)
- ③ レクリエーションを増やすことにより余暇の充実を図ります。

平成23年度 向島七福福祉作業所事業計画

1. 支援方針

- ①一般企業へ就労することが困難な知的障害のある方に、施設と仕事を提供し、仕事や集団生活を通して、日常生活の自立及び社会的適応能力・作業能力の向上を支援します。
- ②利用者(この事業を利用する障害者をいう。以下同じ。)の一般企業への就労支援を積極的に行います。
- ③利用者の個性にきめ細かく配慮するとともに、意思を尊重した支援を行う。
- ④利用者の人権に配慮した支援を行います。
- ⑤利用者の目標達成を支援するため、常にサービスの質の向上に努めていきます。

2. 事業種別

就労継続支援事業B型

3. 利用者の年齢分布 (単位：人 平均年齢は歳)

年代	男性	女性	計
18～19歳	1	0	1
20～29歳	0	0	0
30～39歳	3	1	4
40～49歳	2	3	5
50～59歳	3	2	5
60歳～	1	1	2
計	10	7	17
平均年齢	42.9	48.5	45.2

利用者障害度別状況

	愛の手帳			計
	2度	3度	4度	
男性		4	6	10
女性	1	2	4	7
合計	1	6	10	17

利用者居住状況

	区内	区外	合計
男性	9	1	10
女性	5	2	7
計	14	3	17

4. 職員体制

施設長 1名(兼務) 常勤職員 2名 臨時職員 4名

5. 事業開始年月日 平成21年4月1日

6. 開所日時

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

(休日：土曜、日曜、国民の祝日、年末、年始、その他所長が必要と認めた日)

7. 主な作業及び活動内容

①授産活動

生産活動の機会を提供し、それによって得られた工賃を支給します。

②障害者地域緑化作業

区からの委託事業として公園の花壇に、植物の栽培及び管理（水やり、害虫駆除等）を業務とします。

③リサイクル作業

墨田区リサイクル清掃課より受託され、立川リサイクルストックヤードにおいて施設外作業として今年度より開始します。その取組み方法は、さんさんプラザ・亀沢七福作業所・向島七福作業所の3事業所が協力・協働し、取組みを行っていきます。

④創作的活動及び余暇活動

クラブ活動やレクリエーションを通じ創作的・余暇活動の機会を提供します。

⑤健康管理

定期健康診断の実施（年1回）体重測定（月1回）を通じ健康状態の把握、助言を行います。

⑥日常生活上の支援

給食サービスの実施（月曜日～金曜日）

8. 利用者支援

①個別支援計画の作成

利用者への支援を効果的に実施するため、利用者や保護者の意向を反映し、将来の目標及び実現に至る具体的な支援方法を記載した支援計画を作成します。

②作業指導

利用者の個性や能力、健康状態に応じた適切な作業環境を提供します。仕事の意義を認識し、労働意欲を高めていくことができるように指導していきます。

③就労支援

利用者が一般企業への就労に対し、積極的に取り組むことができるように、あらゆる機会を通して支援を行なっていきます。

④生活支援

日常生活を通して、社会人としての自覚を促すとともに、生活に必要な知識や能力を向上させていくことができるように支援していきます。